

# 鯖江市農業委員会 第 1 1 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 1 1 月 2 8 日 ( 木 )  
午後 1 時 3 0 分 開 会  
午後 2 時 0 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 会 議 室
- 3 議 事
- (1) 議案第 5 1 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
  - (2) 議案第 5 2 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
  - (3) 議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の意見審議について
  - (4) 議案第 5 4 号 農用地利用集積等促進計画 ( 案 ) の意見審議について
- 4 報 告 事 項
- (1) 報告第 2 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 報告第 3 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
  - (3) 報告第 3 1 号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 鷺田職務代理
- 6 署 名 委 員 1 8 番 服 部 義 和 委 員  
1 番 宮 本 美 典 委 員
- 7 事 務 局 斎藤事務局長、松田事務局次長  
山本書記

午後 1 時 3 0 分 開 会  
事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。  
事務局 | ( 欠 席 委 員 の 報 告 )

事務局

つづきまして、鷺田職務代理からご挨拶をお願いいたします。

引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

7 番  
鷺田委員  
※以下議長

### 職務代理挨拶

議長

ただいまから 11 月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

### 異議なし

議長

では、18 番 服部義和 委員、1 番 宮本美典 委員  
にお願いいたします。

議長

次に、各部会から 11 月部会の報告を願います。

まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いいたします。

3 番  
笠嶋委員

11 月の農政部会の報告をいたします。

11 月 21 日、木曜日、私ほか 4 名が出席して、農政部会を開催しました。

議案第 53 号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第 54 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整副部長から  
お願いします。

16番  
北川委員

11月の農地調整部会の報告をいたします。

11月25日月曜日、わたしほか8名の出席で、農  
地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前10時から私（北川）と  
福島委員の2名により、3条および5条関係の転用案件  
など約1時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご  
報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第51号 農地法第3条の許可申  
請審議について」上程します。事務局から提案の説明を  
願います。

事務局

3条申請番号1（杉本町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業経営の拡大を目的に、畑の  
所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は市道、西側は宅地、南側は不耕作  
の畑、北側は道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画し  
ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整副部長より願いま  
す。

16番  
北川委員

議案第51号 農地法第3条の許可申請審議について  
審議の結果、案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整副部会長の説明がありました。説明のとおり、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

ご意見ございませんか。無いようですので議案第51号 農地法第3条の許可申請審議について農地調整副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第51号 農地法第3条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長

次に、「議案52号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（水落町）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲9区画を目的として、田の所有権を移転するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は田、北側は市道、南側は用悪水路と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

東側、西側の隣接農地にはL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長 農地調整部会の意見を、農地調整副部長より願います。

16番  
北川委員

議案第52号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、案件について許可相当の意見となりました。  
以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整副部長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第52号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整副部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長 全員賛成と認め、「議案第52号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

次に、議案第53号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

(議案第53号について説明)

議長

農政部会の意見を、農政部長より願います。

3 番  
笠嶋委員

議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

ご意見ございませんか。無いようですので議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第 5 3 号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、議案第 5 4 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第 5 4 号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3 番  
笠嶋委員

議案第 5 4 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

ご意見ございませんか。無いようですので議案第54号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第54号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局

（報告第29～31号について説明）

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

（連絡事項）

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時00分閉会